

地域密着型金融推進計画（リレーションシップバンキング）

リレーションシップバンキングとは

1. 定義 ⇒ 金融機関がお客様との間で親密な関係を長く維持することにより、お客様に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルであると定義づけされております。
2. これまでの取組み経緯 ⇒ 平成15年3月金融庁が示した「リレーションシップバンキングの機能計画に関するアクションプログラム」に基づき、地銀・第2地銀・信金・信組等の中小・地域金融機関が「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定し現在取組んでおります。

第1次リレバン

1. テーマ
中小企業金融の再生と持続可能性確保の為の「集中改善期間」
2. 取組み期間
平成15年～16年の2年間
3. 主な取組み項目
 - (1) 中小企業金融再生に向けた取組み
 - (2) 健全性確保・収益性向上等に向けた取組み

第2次リレバン

1. テーマ
地域密着型金融の一層の推進の為の「重点強化期間」
2. 取組み期間
平成17年～18年の2年間
3. 主な取組み項目
 - (1) 事業再生・中小企業金融の円滑化
 - (2) 経営力の強化
 - (3) 地域の利用者の利便性向上

第3次リレバン

1. テーマ
「選択と集中」による各金融機関毎の独自の取組み強化
2. 取組み期間
計画期間を限定せず恒久的な取組み
3. 主な取組み項目
 - (1) ライフサイクルに応じた取引企業の支援強化
 - (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
 - (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献